

平成30年度

(2018年度)

健康福祉学研究科健康福祉学専攻（博士後期課程）

学生募集要項

一	般	選	拔				
社	会	人	選	拔			
外	国	人	留	学	生	選	拔

山口県立大学大学院

目 次

1	山口県立大学大学院健康福祉学研究科の概要	1
2	3つのポリシーについて	1
3	健康福祉学研究科健康福祉学専攻（博士後期課程）について	1
4	募集人員	4
5	出願資格	5
	(1) 一般選抜	5
	(2) 社会人選抜	5
	(3) 外国人留学生選抜	5
6	出願手続	7
	(1) 出願書類及び入学試験料	7
	(2) 出願方法	8
	(3) 障害等のある入学志願者との事前相談	9
7	選抜の方法	10
8	学力試験	11
	(1) 学力試験日及び試験場	11
	(2) 学力試験時間割及び内容	11
9	合格発表	11
10	入学手続・入学料及び授業料	11
11	追加募集	12
12	社会人の入学について	12
13	長期履修制度	13
14	その他	15
15	健康福祉学専攻（博士後期課程）の教育研究分野	16

1 山口県立大学大学院健康福祉学研究科の概要

山口県立大学大学院健康福祉学研究科健康福祉学専攻（博士前期課程）では、健康福祉に関わる理論的及び応用的な教育研究を通して、高度な専門的能力を備えた人材の育成を行っています。さらに、博士後期課程では、高度な研究・実践能力を備えた研究者・教育者の輩出を目指しています。

2 3つのポリシーについて

○入学者受入れの方針（AP：アドミッション・ポリシー）

大学、学部・学科等の教育理念、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づく教育内容等を踏まえ、どのように入学者を受け入れるかを定める基本的な方針であり、受け入れる学生に求める学習成果（「学力の3要素」※についてどのような成果を求めるか）を示すものです。

※ (1)知識・技能、(2)思考力・判断力・表現力等の能力、(3)主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度です。

○教育課程編成・実施の方針（CP：カリキュラム・ポリシー）

ディプロマ・ポリシーの達成のために、どのような教育課程を編成し、どのような教育内容・方法を実施し、学修成果をどのように評価するのかを定める基本的な方針です。

○卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）

大学、学部・学科等の教育理念に基づき、どのような力を身につけた者に卒業を認定し、学位を授与するのかを定める基本的な方針であり、学生の学修成果の目標ともなるものです。

3 健康福祉学研究科健康福祉学専攻（博士後期課程）について

1. 健康福祉学研究科健康福祉学専攻（博士後期課程）の3つのポリシー

(1) 入学者受入れの方針（AP：アドミッション・ポリシー）

健康福祉学研究科健康福祉学専攻（博士後期課程）は、健康福祉学の基礎的な理論と方法、ライフサイクル全般における対人援助に関する深い知識を修得するとともに、人の生活を支えるために必要な、健康福祉を構成する社会福祉領域、看護領域、栄養領域のいずれかにおける高い水準の専門知識、研究・分析能力、総合的・学際的（複眼的）な視点を養い、院生の主たる研究領域において、問題の抽出から解決に至るまでの一連の過程を包括的に展開し得る自立した研究者・教育者の育成を目指します。

したがって、本研究科（博士後期課程）では、次のような人を求めています。

- ① 「社会福祉」「看護」「栄養」の領域を統合した「健康福祉学」の視点に立脚した基礎的な研究力を身につけている人
- ② 人間の健康、個人の生涯にわたる社会的・身体的・心理的時系列変化における諸課題に対し、理論的かつ実証的に追究しようとする人
- ③ 研究者・教育者として、地域に貢献する意欲と熱意をもっている人

(2) 教育課程の編成・実施の方針（C P：カリキュラム・ポリシー）

○基層講究

健康福祉学の基礎的な理論と方法を修得させるとともに、ライフサイクル全般における対人援助に関する深い知識の修得を目指す科目群である。

○専門講究

豊かな生活を支えるために必要な、健康福祉学を構成する「社会福祉領域」「看護領域」「栄養領域」のいずれかにおいて、高い水準の専門知識と研究・分析能力を確立させるとともに、総合的・学際的（複眼的）な視点を育成するために構成されている。

① 健康福祉理論系

健康福祉に関する諸課題を、多面的・総合的な視点から、論理的・理論的に検討する科目である。

② 健康福祉実践ケア系

健康福祉に関する諸課題を、実践的に検討する科目である。

○特別研究

基層講究、専門講究を修得し、新規かつ独創的な問題視座から、外部評価に耐える博士論文を作成するとともに、自立した研究能力を育成していく科目である。

(3) 卒業認定・学位授与の方針（D P：ディプロマ・ポリシー）

【知識の系統的・統合的理解】

健康福祉に関する学問領域の専門知識を深め、健康福祉学を系統的・統合的に理解する能力を身につけている。

社会福祉・看護・栄養等の学問領域に関する理解を深める中で、健康福祉に関する理論的基盤を形成すると共に、人間の生命と生活に関わる健康福祉学のあり方を系統的・統合的に理解する能力を身につけます。

【高度な論理的思考力】

健康福祉学に関する課題を解決するための高度な論理的思考力を身につけている。

健康福祉に関する社会的問題を学問的観点から体系的に分析し、解決すべき健康福祉学の新たな課題として見出す能力を身につけます。また、健康福祉学および諸科学の理論を基に、課題解決のための研究方法を論理的に導く思考力を身につけます。

【高度な実践的研究力】

健康福祉学に関する課題を解決するための高度な実践的研究力を身につけている。

健康福祉学の研究課題を解決するために、健康福祉学の知識と理論に基づいて新たな研究手法を構築し、研究を自立して遂行できる能力を身につけます。また、社会福祉・看護・栄養等の研究者と協働して研究を行い、課題解決に導く実践力を身につけます。

【創造力】

健康福祉学の発展に寄与する創造力を身につけている。

自らが培ってきた研究力を後進に伝え、研究成果を社会に情報発信することによって、健康福祉学の学問領域を発展させ、社会に生きる人の健康福祉の増進に貢献する創造的研究力を身につけます。

2. 健康福祉学専攻（博士後期課程）の授業科目一覧

授業科目の受講については、修了後の進路等を考慮しつつ、博士論文の担当教員の指導により選択します。

健康福祉学専攻（博士後期課程）の授業科目

科目群	開講科目	開講期	開講単位数		履修方法等
			必修	選択	
基 層 講 究	健康福祉学講究	1 前	2		1 必修14単位を含め22単位以上を修得すること。 2 このうち、基層講究から必修2単位を含め4単位以上を修得すること。 3 専門講究から主たる領域に関する理論系2単位以上、実践・ケア系2単位以上を含め6単位以上修得すること。
	発達心理学講究	1・2・3 前		2	
	身体運動科学講究	1・2・3 後		2	
	臨床心理学講究	1・2・3 前		2	
	精神保健学講究	1・2・3 前		2	
	健康福祉倫理学講究	1・2・3 後		2	
専 門 講 究	健康福祉理論系	社会福祉学講究	1・2・3 前		2
		社会保障学講究	1・2・3 後		2
		看護科学講究	1・2・3 前		2
		健康栄養学講究	1・2・3 後		2
	健康福祉実践・ケア系	地域ケア論講究	1・2・3 後		2
		地域社会学講究	1・2・3 後		2
		臨床看護学講究	1・2・3 後		2
		臨床栄養学講究	1・2・3 前		2
特別研究	健康福祉学特別研究	1～3 前後	1 2		
計（15科目）			14	26	

3. 授業科目（講義等）の内容

平成29年度授業科目の内容については、山口県立大学の Web ページ (<http://www.ypu.jp/>) に掲載していますので、そちらを参考にしてください。

4. 履修方法、修了要件及び学位授与

(1) 授業科目の履修方法

基層講究、専門講究及び特別研究からそれぞれ必要な単位を修得します。

【基層講究】: 健康福祉学の理論と方法を講究する科目「健康福祉学講究」2単位（必修）と、対人援助に必要とされる講究科目から2単位（1科目）以上を履修します。

【専門講究】：博士論文を作成するに当たり、院生が自ら設定した主題に関係する理論系、実践・ケア系から4単位（各系1科目・2単位）以上を履修します。また、主題を補完する分野から、理論系、実践・ケア系を問わず、2単位（1科目）以上を履修します。

【特別研究】：博士論文作成のため12単位（必修）を履修します。指導教員・副指導教員の研究指導により博士論文作成の計画及び準備を行います。

(2) 博士論文の指導・担当教員

博士論文の指導教員・担当教員は、学生の希望を踏まえて入学後2週間以内に決定します。

(3) 修了要件と学位授与

① 修了要件と学位授与

修了要件は、原則3年以上在籍し、所定の授業科目を22単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとします。

本研究科の課程を修了した者には、博士（健康福祉学）の学位が授与されます。

② 博士論文（特別研究）

博士論文の題目は、指導教員・副指導教員の指導を受けて課題を定め、入学年度の4月下旬までに、研究科長へ提出します。

博士論文を提出できる学生は、3年以上在学し所定の授業科目を22単位以上修得した者（最終試験までに修得し得る見込みの者を含む。）でなければなりません。ただし、博士論文を提出し得る期限は、入学後6年以内です。

③ 博士論文の提出資格審査

博士論文については、入学年度の8月下旬までに、研究計画書を研究科長に提出し審査を受けて、博士論文提出資格を得なくてはなりません。

④ 最終試験及び修了判定

最終試験は、博士論文を中心として口述試問等によって行われます。

博士後期課程の修了判定は、研究科教授会が行います。

4 募集人員

平成30年度山口県立大学大学院健康福祉学研究科健康福祉学専攻（博士後期課程）の入学学生を次により募集します。

研究科	専攻 (課程)	募集人員	備考
健康福祉学	健康福祉学 (博士後期課程)	3名	募集人員には、一般選抜、社会人選抜、外国人留学生選抜及び本学大学院博士前期課程からの学内進学者選抜の募集人員を含みます。

5 出願資格・要件

(1) 一般選抜

入学時において他の大学または大学院に在籍していない者で、次のいずれかに該当する者とします。

- ① 修士の学位又は専門職学位を有する者及び平成30年3月31日までに授与される見込みの者
- ② 学校教育法第104条第4項の規定により修士の学位を授与された者及び平成30年3月31日までに修士の学位を授与される見込みの者
- ③ 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び平成30年3月31日までに授与される見込みの者
- ④ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び平成30年3月31日までに授与される見込みの者
- ⑤ 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び平成30年3月31日までに授与される見込みの者
- ⑥ 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者及び平成30年3月31日までに授与される見込みの者

(2) 社会人選抜

入学時において他の大学または大学院に在籍していない者で、次のいずれかに該当する者とします。

- ① 修士の学位又は専門職学位を有する者で、平成28年3月31日までに学位を授与された者
- ② 学校教育法第104条第4項の規定により修士の学位を平成28年3月31日までに授与された者
- ③ 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を平成28年3月31日までに授与された者
- ④ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を平成28年3月31日までに授与された者
- ⑤ 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を平成28年3月31日までに授与された者
- ⑥ 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を平成28年3月31日までに授与された者

(3) 外国人留学生選抜

入学時において他の大学または大学院に在籍していない日本の国籍を有しない者で、独立行政法人日本学生支援機構が実施する「日本留学試験（日本語）」又は独立行政法人国

際交流基金及び公財団法人日本国際教育支援協会が実施する「日本語能力試験（N1）」を受験した者、あるいはそれに準ずる証明書（志願者の出身大学の学長による日本語能力に関する証明書等を含む。）を提出できる者で、次のいずれかに該当する者とします。

- ① 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び2018年3月31日までに授与される見込みの者
- ② 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより、当該外国の修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び2018年3月31日までに授与される見込みの者
- ③ 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び2018年3月31日までに授与される見込みの者
- ④ 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者及び2018年3月31日までに授与される見込みの者

本学大学院博士前期課程から引き続き進学する者については、本要項とは別に、「学内進学者募集要項」に拠ってください。

6 出願手続

(1) 出願書類及び入学試験料

書類等の名称	提出該当者	摘 要
①入学願書・受験票・写真票	全 員	本学所定の用紙（様式1）
②修了・卒業（見込）証明書	5 出願資格・要件(1)の①③④⑤⑥、(2)の①③④⑤⑥及び(3)に該当する者	出身大学長又は研究科長等が作成したものの。
③学位授与証明書又は修了見込証明書	5 出願資格・要件(1)の②、(2)の②に該当する者	学位取得者は、独立行政法人大学評価・学位授与機構発行の学位授与証明書。 学位取得見込み者は、在籍する教育施設の修了見込証明書及び学位の授与を申請する予定である旨の証明書。
④成績証明書	全 員	出身大学長又は研究科長等が作成したものの。
⑤研究計画書	全 員	本学所定の用紙（様式2）
⑥修士論文の要旨	全 員	修士論文の要旨は1,200字程度とします。
⑦入学試験料	全 員	30,000円 募集要項とじ込みの「振込依頼票」を使用して、金融機関から払い込んだ後、C票（「山口県立大学」入学試験料納付証明書）を入学願書の『入学試験料納付証明書貼付欄』に貼付してください。 なお、払込依頼人の欄は、必ず志願者本人の氏名を記載してください。 ※納入された入学試験料は、8ページ(2)の②-4)のア～エまでのいずれかの場合を除き、いかなる理由があっても返還しません。 (注)本学大学院博士前期課程から引き続き進学する者にあつては、入学試験料を要しません。
⑧日本留学試験又は日本語能力試験の成績通知書等	外国人留学生選抜を受験する者	通知書等の写しを提出してください。
⑨住民票又はパスポートの写し	外国人の志願者	日本に在住する外国人は、住民票の写し（在留資格が記載されたもの）を、その他の者は、パスポートの写しを提出してください。

※提出する証明書と入学志願票との氏名が不一致の場合は、改氏名を証明するもの（戸籍抄本等）を添付してください。

(2) 出願方法

志願者は、出願書類等を取りそろえ、本学所定の出願用封筒を用いて、願書受付期間中に提出してください。

① 願書受付期間及び提出先

受付期間

平成29年11月6日(月)から11月17日(金)17時まで〔必着〕

- ・ 受付時間は、9時から17時までとします。
ただし、土曜日、日曜日は受け付けません。
- ・ 郵送の場合は、11月17日(金)までに必着するように、郵送期間を十分考慮の上、発送してください。
ただし、出願期間後(11月18日(土)以降)に到着したもので、11月16日(木)以前の発信局消印がある「簡易書留速達」に限り、受け付けます。

出願書類等提出先

〒753-0021

山口県山口市桜島六丁目2番1号

山口県立大学教務学生部教務入試グループ

電話 083-929-6506 (直通)

② その他留意事項

- 1) 出願書類は、当大学で受付後、返還・取消及び書類の記載事項の訂正はできません。
ただし、氏名、住所、電話番号に変更があった場合には、山口県立大学教務学生部教務入試グループまで連絡してください。
- 2) 出願書類等がすべて整っている場合に限り入学願書を受理し、受験票を志願者へ送付します。
- 3) 受験票が、学力試験日の1週間前になっても届かない場合又は試験日前に受験票を紛失したときは、山口県立大学教務学生部教務入試グループまで問い合わせてください。
- 4) 入学試験料の返還について
 - ・ 次に該当した場合は、納付済の入学試験料を返還します。
 - ア 入学試験料を納付済であるが、山口県立大学大学院に出願しなかった場合
 - イ 入学試験料を誤って二重に納付した場合
 - ウ 出願書類を提出したが、出願が受理されなかった場合
 - エ 出願受付後に「5 出願資格・要件」の各選抜の項目に該当しない等出願無資格者であることが判明した場合

・返還請求の方法

前記ア又はイに該当した場合は、下記に連絡の上、82円分の切手を貼付した返信用封筒を郵送してください。「入学試験料返還請求申出書」を送付しますので、必要事項を記入の上、郵送してください。

前記ウ又はエに該当した場合は、出願書類返却の際に「入学試験料返還請求申出書」等を同封しますので、必要事項を記入の上、郵送してください。

連絡先

〒753-0021

山口県山口市桜島六丁目2番1号

山口県立大学教務学生部教務入試グループ

電話 083-929-6506 (直通)

5) 正規雇用により職業を有する者及び現職教員等にあつては、入学手続の際、就学許可書(様式3)を提出してください。

6) 出願にあたっては、指導を希望する教員と入学後の研究内容や計画について事前に相談することを推奨します。なお、教員と連絡を取る際は、上記連絡先までご連絡ください。

(3) 障害等のある入学志願者との事前相談

① 相談の時期

本学大学院に入学を志願する者で、障害があるものは、受験上及び修学上特別な配慮を必要とすることがありますので、平成29年10月4日(水)まで(必着)に、山口県立大学教務学生部教務入試グループまで申し出てください。

② 相談の方法

相談にあたっては、次の内容を記載した事前相談書(様式自由)を提出してください。必要な場合は、本学において志願者との面談を行います。

ア 障害の種類・程度(医師の診断書又は障害者手帳の写しを添付すること。)

イ 受験上及び修学上希望する具体的措置

ウ その他参考となる事項

(4) 受験にあたっての注意事項

① 試験当日は、本学の「受験票」を必ず持参してください。

② 試験開始20分前までに指定された試験室又は控室に入室してください。

③ 試験開始後30分以上遅刻した者は、受験できません。

④ 試験会場では、昼食の販売はしませんので、各自で準備してください。

⑤ 試験会場では、すべて係員の指示に従ってください。

7 選抜の方法

受験者の種類	受験科目	受験科目の内容
一般選抜	英 語	<ul style="list-style-type: none"> 健康、保健、福祉、看護、栄養等に関する英文を出題し、英文読解力等の英語の学力を評価します。 解答時間は2時間とし、200点満点で評価します。
	面接試問	<ul style="list-style-type: none"> 研究計画書及び修士論文の要旨等に基づき評価します。
社会人選抜	小 論 文	<ul style="list-style-type: none"> 研究テーマを明確にするための小論文を課し、併せて、論理性、説得力、文書表現力等 evaluates します。 解答時間は1時間とし、100点満点で評価します。
	英 語	<ul style="list-style-type: none"> 健康、保健、福祉、看護、栄養等に関する英文を出題し、英文読解力等の英語の学力を評価します。 解答時間は2時間とし、200点満点で評価します。
	面接試問	<ul style="list-style-type: none"> 研究計画書及び修士論文の要旨等に基づき評価します。
外国人留学生選抜	小 論 文	<ul style="list-style-type: none"> 研究テーマを明確にするための小論文を課し、併せて、論理性、説得力、文書表現力等 evaluates します。 解答時間は1時間とし、100点満点で評価します。
	英 語	<ul style="list-style-type: none"> 健康、保健、福祉、看護、栄養等に関する英文を出題し、英文読解力等の英語の学力を評価します。 解答時間は2時間とし、200点満点で評価します。
	面接試問	<ul style="list-style-type: none"> 研究計画書及び修士論文の要旨等に基づき評価します。

8 学力試験

- (1) 学力試験日及び試験場
平成29年12月2日(土)
山口県立大学(17ページの案内図を参照。)

- (2) 学力試験時間割及び内容

試験区分	小論文	英語(注)	面接試問
一般選抜	—	10:15~12:15	12:30~
社会人選抜	9:00~10:00		
外国人留学生選抜			

(注) 英和辞書(電子辞書は除く。)の持込みを認めます。

9 合格発表

平成29年12月8日(金) 10時

本学の正門前掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者には合格通知書を送付します。

なお、電話その他による合否の問い合わせには一切応じません。

※情報提供の一環として、合格発表後、合格者の受験番号を山口県立大学の Web ページ(<http://www.ypu.jp/>)にも掲載します。

10 入学手続・入学料及び授業料

- (1) 入学手続

合格者には、入学手続に必要な書類を送付します。

合格者は、平成29年12月21日(木) 17時まで、持参又は郵送(必着)により入学手続を完了してください。

なお、期限内に入学手続を完了しない者は、本学への入学を辞退したものと取り扱います。

- (2) 入学料(入学手続時に納付)

入学料は、入学手続時に納付してください。

入学料 282,000円

(注) 本学大学院博士前期課程から引き続き進学する者は、入学料の納入を要しません。

- (3) 授業料(入学後に納付)

授業料は、入学後、年額を前期と後期に分けて納入します。

授業料 535,800円(年額)

(前期:267,900円、後期:267,900円)

(注) 上記授業料は、平成29年度の額であり、在学中に授業料が改定になった場合は、改定後の額となります。

- (4) 山口県内で発生した風水害等の災害における被災者に対する入学料の免除
入学前1年以内において、山口県内で発生した風水害等で被災された方に対し、本学が実施する平成30年度大学院入学者選抜試験の合格者の入学料を免除します。
- ① 対象者
本学の大学院に入学する者が次のいずれかに該当するとき
ア 入学前1年以内において、入学する者又は入学する者の学資を主として負担する者（以下「学資負担者」という。）が、山口県内で発生した風水害等の災害（以下「災害」という。）を受けた場合
イ 前号に準ずる場合であって、理事長が相当と認める理由がある場合
- ② 免除要件及び免除額
（全額免除）
○災害発生時に、入学する者又は学資負担者が災害救助法適用地域に居住していた場合であって、学資負担者が所有する自宅家屋が全壊、大規模半壊、半壊又は流出した場合
○災害発生時に、入学する者又は学資負担者が災害救助法適用地域に居住していた場合であって、学資負担者が死亡又は行方不明となった場合
（全額免除または半額免除）
○理事長が相当と認める理由がある場合
- ③ 申請の方法
入学料の免除を希望する方は、入学手続前に山口県立大学教務入試グループにお問い合わせください。申請書類を送付しますので、期日までに提出してください（申請には、り災証明書・死亡又は行方不明を証明する書類等の被災を証明する書類が必要です）。
- ④ 免除の方法
免除が許可された後に、入学料を徴収しない方法で免除（全額・半額）します。

11 追加募集

定員に満たない場合は、追加募集を行うことがありますので、平成30年1月4日（木）以降に山口県立大学教務学生部教務入試グループにお問い合わせください。

（追加募集を行う場合）

- ・願書受付期間 平成30年2月5日（月）から2月16日（金）まで
- ・学力試験日 平成30年3月3日（土）
- ・試験会場 山口県立大学
- ・合格発表日 平成30年3月9日（金）
- ・学力試験の時間割と内容その他については、本要項に準じます。

12 社会人の入学について

(1) 社会人の受入れ

本研究科を構成する「社会福祉領域」、「看護領域」及び「栄養領域」では、大学・研究所等の教育・研究者並びに行政機関における高度な能力を持った専門職に就職することが期待されます。また、職を有しながらの社会人学生にあっては、これまで以上に指導的かつ実践能力を持った優れたリーダーとして、修得した能力を発揮できる地位に就くことが見込まれます。

そこで、こうした能力・志向を有する社会人を受け入れるため、一般学力試験の科目に加え、研究計画に関する小論文と面接を重視した社会人選抜を行います。

出願に際しては、社会人のその専門性に鑑み、入学を希望する教育研究分野について予

め協議されることを希望します（注 本募集要項16ページを参照のこと）。
なお、社会人選抜の対象は、修士の学位を取得して2年以上の者とします。

(2) 教育方法の特例措置について

教育方法の特例措置とは、大学院設置基準第14条にある「教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他の特別の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。」という措置のことです。これにより、現職教員、公務員、一般企業の社員、団体・施設等の職員等の社会人が、昼間に勤務しながら夜間又は土曜日（授業科目によっては、社会人の夏季及び冬季休業期間中に集中で開講する場合があります。）に通学し、修了することができます。

この教育方法の特例を適用した授業実施時間は、月曜日から金曜日までの午後6時5分から午後9時15分までと土曜日の午前8時40分から午後7時35分までの間です。また、授業科目によっては、夜間・土曜日以外に夏季・冬季休業期間中に集中講義の形態で開講します。

授業の実施においては、通常時間帯（昼間）に開講される授業科目と特例の時間帯（夜間・土曜日等）に開講される授業科目は隔年で入れ替えられます。したがって、原則として、各授業科目は、1年次、2年次のどちらかにこの特例の時間帯（夜間・土曜日等）において開講されます。なお、基層講究の「健康福祉学講究」については、毎年度、特例の時間帯に開講されています。

13 長期履修制度

長期履修制度とは、職業を有している等の事情により、定められた修業年限では大学院の教育課程の履修が困難な者に限り、標準修業年限3年間を超え、4年間、5年間あるいは6年間で修学するものです。

入学時からの本制度適用を願い出て許可された場合、授業料は、標準修了年限（3年間）分の授業料を許可された履修年数4年、5年あるいは6年で除した額を毎年納入します（ただし、在学中に授業料の改定が行われた場合は再計算されます。）

(1) 出願資格

長期履修を願い出ることができる者は、本研究科の入学志願者で、次のいずれかに該当するものとします。

- ① 職業を有している者（臨時雇用、非常勤等を除く。）
- ② 育児、介護等に従事している者
- ③ その他やむを得ない事情を有すると認められる者

(2) 手続

以下の書類を入学願書とともに提出してください。

- ① 長期履修許可願（別記様式第1号）
- ② 理由書（別記様式第2号）
- ③ 履修計画書（別記様式第3号）
- ④ 事実又は事情を証明する書類（様式自由）

(3) 選考

学力試験終了後に面談し、提出書類等による審査により決定します。選考結果は合格通

知とともに通知します。

(4) 長期履修期間

長期履修を許可され在学することを認められる期間は、1年を単位とし、4年、5年あるいは6年となります。

(5) 授業料の年額

1年間に支払う授業料は、以下により算出します。

$$\text{長期履修学生の授業料年額} = \frac{\text{通常の授業料年額} \times \text{標準修業年限}}{\text{長期履修許可年限}}$$

<博士後期課程の長期履修に係る授業料の計算例>

区 分	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	合 計
通常の場合	535,800	535,800	535,800	-	-	-	1,607,400
4年の長期履修の場合	401,850	401,850	401,850	401,850	-	-	1,607,400
5年の長期履修の場合	321,480	321,480	321,480	321,480	321,480	-	1,607,400
6年の長期履修の場合	267,900	267,900	267,900	267,900	267,900	267,900	1,607,400

(6) 長期履修期間の変更

長期履修期間の延長はできません。

長期履修期間は、1回に限り短縮することができます。ただし、(最終学年の年次の者を除き、)学年の始まる日の2箇月前までに、別途手続を行う必要があります。

(7) その他

長期履修の出願にあたっては、事前に指導予定教員とよく相談してください。

14 その他

- (1) 本学の入学試験を受験した者は、入学試験に係る個人別成績情報を開示請求することができます。請求があれば、点数評価又は段階評価で成績を開示しますので、詳しくは、山口県立大学教務学生部教務入試グループにお問い合わせください。
- (2) 出願について不明な点は、山口県立大学教務学生部教務入試グループにお問い合わせください。

お問い合わせ先

〒753-0021

山口県山口市桜島六丁目2番1号

山口県立大学教務学生部教務入試グループ

電話 083-929-6506 (直通)

◆ 山口県立大学大学院入学試験状況（過去3年分）

▼健康福祉学研究科健康福祉学専攻（博士前期課程）

単位：人

	募集人員	志願者数	受験者数	合格者数
平成27年度	10	8	8	8
平成28年度	10	11	11	8
平成29年度	10	10	10	9

▼健康福祉学研究科健康福祉学専攻（博士後期課程）

単位：人

	募集人員	志願者数	受験者数	合格者数
平成27年度	3	3	3	2
平成28年度	3	4	4	3
平成29年度	3	4	3	3

15 健康福祉学専攻（博士後期課程）の教育研究分野

平成29年7月現在

担当教員	教育研究分野	主な研究内容
教授 内田 耕一	臨床栄養学講究	○ 肝硬変患者の栄養治療の研究 ○ 肥満症治療の研究
教授 田中 マキ子	臨床看護学講究	○ 創傷治癒に効果する新たな体位変換方法の検討 ○ 百寿者研究 ―長寿要因に関する国際比較―
教授 長坂 祐二	臨床栄養学講究	○ 食生活及び生活習慣の改善による生活習慣病の予防についての研究 ○ 食事とエネルギー代謝についての研究 ○ ストレスと呼吸法についての研究
教授 中村 文哉	健康福祉学講究	○ 保健・医療・福祉の発生基盤をなす人間の生とそれを取り巻く社会的なものに関する理論的・実証的な考察
教授 人見 英里	健康栄養学講究	○ 種々の食品（健康茶、山口県産野菜・果実類等）の成分が生体機能に及ぼす影響に関する研究
教授 横山 正博	地域ケア論講究	○ 地域包括ケアシステムにおける多職種協働 ○ 介護人材確保
教授 吉村 耕一	健康福祉学講究	○ 循環器疾患の病態解明と新規治療法開発に関する研究
准教授 上白木 悦子	健康福祉倫理学講究	○ 患者の意思決定支援に関する研究 ○ 終末期医療の倫理問題等、医療福祉分野の倫理問題に関する研究
准教授 佐々木 直美	臨床心理学講究	○ 回想法を用いた高齢者支援の研究 ○ 生殖医療における心理カウンセリングの研究
准教授 曾根 文夫	身体運動科学講究	○ 身体運動の生理心理学的効果に関する研究 ○ 体温調節機能と健康に関する研究

（注）担当教員と連絡を取る際は、山口県立大学教務学生部教務入試グループ（083-929-6506）までご連絡ください。

なお、平成30年度から教員が変更になる場合もありますので、教育研究分野を検討される際には、お問い合わせください。

山口県立大学案内図

山口県立大学への交通

- ① 新幹線又は山陽本線『新山口駅』で山口線の「益田行」又は「宮野行」に乗り換え、『宮野駅』下車、北キャンパス徒歩10分、南キャンパス徒歩5分
 (『山口駅』下車の場合はタクシー約10分)
- ② 防長バス又はJRバスで『県立大前』下車

